

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和五年十二月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年九月十四日奈良県指令中土第五六一七号

令和五年十一月十七日奈良県指令中土第五六一七一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十二月七日中土第七五一〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市地黄町五二番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市地黄町四四四番地

宮田誠己

一 許可番号

令和五年八月十六日奈良県指令中土第五六一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十二月十二日中土第七五一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市和田町二三〇番一五、二三一番一及び二三二番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市御坊町一〇〇番地の一

株式会社やまぐち 代表取締役 山口万起代